

我孫子市水道事業告示第3号

令和2年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和元年10月31日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 長塚 九二夫

1 我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

[単位：円（1時間当り）]

No.	職種	労務報酬下限額	No.	職種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2, 370	26	高級船員	2, 910
2	普通作業員	1, 990	27	普通船員	2, 300
3	軽作業員	1, 450	28	潜水士	3, 930
4	造園工	2, 120	29	潜水連絡員	2, 790
5	法面工	2, 540	30	潜水送気員	2, 790
6	とび工	2, 730	31	山林砂防工	2, 690
7	石工	2, 740	32	軌道工	4, 590
8	ブロック工	2, 530	33	型わく工	2, 480
9	電工	2, 340	34	大工	2, 530
10	鉄筋工	2, 770	35	左官	2, 700
11	鉄骨工	2, 470	36	配管工	2, 230
12	塗装工	2, 660	37	はつり工	2, 480
13	溶接工	2, 810	38	防水工	2, 860
14	運転手（特殊）	2, 360	39	板金工	2, 750
15	運転手（一般）	2, 100	40	サッシ工	2, 520
16	潜かん工	2, 970	41	内装工	2, 710
17	潜かん世話役	3, 510	42	ガラス工	2, 460
18	さく岩工	2, 960	43	ダクト工	2, 200
19	トンネル特殊工	2, 940	44	保温工	2, 260
20	トンネル作業員	2, 400	45	設備機械工	2, 300
21	トンネル世話役	3, 230	46	交通誘導警備員A	1, 470
22	橋りょう特殊工	2, 990	47	交通誘導警備員B	1, 280
23	橋りょう塗装工	3, 080			
24	橋りょう世話役	3, 360			
25	土木一般世話役	2, 390			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1, 015円（1時間当り）
---------	----------------

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額	927円（1時間当り）
---------	-------------